

少量新規化学物質・低生産量新規化学物質の申出に関するよくあるご質問（FAQ）

1. 申出システムのアップデートについて		
No.	質問	回答
1-01	これから新規に申出システムをパソコンにインストールしようと思っていますが、インストールの手順はどこを参照すればよいですか。	<p>最新版（ver7.03）の申出システムを利用するためには、経済産業省の以下のウェブサイトからダウンロードファイルをパソコンにインストールしてください。その際の手順を示したマニュアルが同じウェブサイトに掲載していますので、参照してください。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html</p> <p>※旧ver7.02の申出システムで作成した申出書データ等（申出書、用途証明書、構造式ファイル）は受け付けられませんので、ご注意ください。</p>
1-02	新しいパソコンに申出システムを新たにインストールしようとしているが、旧パソコンで作成した申出データの移行は可能ですか。	<p>データの移行にはバックアップが必要です。</p> <p>下記マニュアルの「7（応用）パソコン更新手順」（P.33以降）を参照してください。</p> <p>➤ 化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム(ver7.03)インストール説明書</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/offer703install.pdf</p>
1-03	申出システムを起動すると、「処理が異常終了しました。詳細はログを確認してください。」というエラー表示が出ましたが、どのように対処すればよいですか。	<p>エラーの発生原因は様々あります。申出システムフォルダにあるログ（Moushide.log）で、エラーが起きた日時の右側に [ERROR]が表示されている行にあるコメントで原因を確認し、問題点に対処してください。</p> <p><エラーが発生する主な原因></p> <p>①新規又は更新用のインストーラがOfficeのビット数に適合していないものを用いている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Windowsのビット数とOfficeのビット数を混同し、Windowsのビット数のインストーラを用いている。 <p>②AccessDatabaseEngineを正しくインストールしていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AccessDatabaseEngineを入手してインストールしていない。 ・ダウンロードはしているが、インストール用ファイルを起動していない。 ・Officeのビット数に適合していないAccessDatabaseEngineをインストールしている。 <p>③データベースファイル（MoushideDBv7.accdb）があるフォルダのPath情報(※)が正しくない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベースファイルについて、フォルダ名を変更したり、別のドライブに移動してデータベースファイルのPath情報が変わっているのに、Path情報を更新していない（PCのCドライブ直下に申出システムフォルダを配置している場合は、Path情報の変更は不要。）。 <p>※Path 情報については、下記マニュアルの「3.2 zip ファイルによる申出システムのインストール」（p 1 2 以降）を参照して下さい。</p> <p>➤ 化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム(ver7.03)インストール説明書</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/offer703install.pdf</p>
1-04	申出システムについて、ver7.02からver7.03にアップデートしようと思っていますが、その手順はどこを参照すればよいですか。	<p>ver7.02からver7.03にアップデートするためには、経済産業省の以下のウェブサイトの「申出システムの更新（ver7.02から更新する場合）」にあるマニュアルにしたがってダウンロード・インストールしてください。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html</p>
1-05	過去にver7.02を利用して作成した申出書データ等は、ver7.03でも参照したり活用することができますか。	<p>ver7.02で作成した申出書データ等は、申出システムをver7.03にアップデートすることで、ver7.03の下でデータを参照したり継続作成（過去の申出を活用した申出書の作成）等ができるようになります。</p>

2. 構造式ファイル (MOLファイル) について

No.	質問	回答
2-01	構造式ファイル (MOLファイル) はどのように作成すればいいですか。	<p>構造式ファイル (MOLファイル) は、化学構造式を描画する専用のソフトを利用して作成します。少量新規化学物質の申出で利用できる描画ソフトは、ChemDraw、Marvin JS、BIOVIA Drawがあります。</p> <p>(令和7年度申出手続案内の p 6 に紹介されています。)</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryoshinkikiuketsukeR7_250324.pdf</p> <p>構造式ファイル (MOLファイル) の作成に際し、ご不明な点がある場合、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) へお問い合わせください。</p> <p>➤ NITE お問い合わせ</p> <p>https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html</p> <p>※「少量新規申出に関するお問い合わせ」から必要事項を入力してください。</p>

3. 申出者コードについて

No.	質問	回答
3-01	e-Govで電子申出を行う際に必要となる「申出者コード」と「申出者確認コード」は、どのような手続きをすれば取得できますか。	<p>申出者コードを取得するためには、電子情報処理組織使用開始申出の手続が必要となります (様式第15の提出)。</p> <p>具体的な手続方法は以下のウェブサイトを参照してください。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html</p> <p>なお、申出者確認コードは、申出者自身で設定する任意の番号 (数字7桁) です。</p>
3-02	申出者コードの取得手続時に申請した際の会社名、代表者の氏名、本社住所が変更になりましたが、どのような対応が必要でしょうか。	<p>申出者コードの取得手続時の申請内容 (会社名、代表者の氏名、本社住所) に変更があった場合は、速やかに (電子情報処理組織使用変更届の手続を行ってください (様式第16の提出))。</p> <p>具体的な手続方法は以下のウェブサイトを参照してください。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html</p>

4. 電子申出について

No.	質問	回答
4-01	「拒否通知」が届いた際の修正・再送信についてどのような対応をすればよいでしょうか。	<p>e-govの申請案件一覧から内容を確認し、申出システムにて修正の上、再送信してください。</p> <p>なお、申出年月や確認を受けようとする年度の受付コードを間違えた際には、補正通知が届いた際のように申出システムで『エラー修正』を行うことはできず『転用作成』を行ってください。</p> <p>下記マニュアルの「(参考)「拒否通知」が届いた際の対応手順」(P.25以降)を参照してください。</p> <p>➤ e-Gov電子申請システムを使用した 少量新規化学物質・低生産量新規化学物質製造輸入申出 提出マニュアル</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R7e-gov_guide.pdf</p>
4-02	「補正通知」が届いた際の修正・再送信についてどのような対応をすればよいでしょうか。	<p>e-govのメッセージから内容を確認し、申出システムにて修正の上、再送信してください。なお、当初の受付番号を使用すること、修正後のデータに加え、修正通知のなかったデータも併せて、全件分のデータを再提出することにご留意ください。</p> <p>下記マニュアルの「(参考)「補正通知」が届いた際の対応手順」(P.18以降)を参照してください。</p> <p>➤ e-Gov電子申請システムを使用した 少量新規化学物質・低生産量新規化学物質製造輸入申出 提出マニュアル</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R7e-gov_guide.pdf</p>
4-03	e-govの申請案件一覧にあるステータスが提出後から変わらないが、審査されているのか。	<p>メッセージ欄でのお知らせがない場合は審査中であり、申出書データ等は到達し、審査が行われています。差戻しがある場合には補正通知があり、審査が完了し受理となった場合は受理通知があります。</p> <p>下記マニュアルの「<受理・審査状況>」(P.12)を参照してください。</p> <p>➤ 少量新規化学物質の申出手続について (令和7年度版)</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryoshinkikiuketsukeR7_250324.pdf</p>